

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 算定割当量その他これに類似するもの(以下「カーボン・クレジット」という。)の売買を行うための市場施設の提供、相場の公表及びカーボン・クレジットの売買の公正の確保その他のカーボン・クレジット市場の開設に係る業務</u> <u>(5) 前各号に附帯する業務</u> 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年10月2日から施行する。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p><u>(4) 前3号に附帯する業務</u> 2 (略)</p>